

時間に余裕を持って
お越しください



▼この看板が目印です！

4 戸籍・住民票・証明

手続きはお早めに

住所が変わったら届け出が必要です



住所の異動届

住民登録は、居住関係の公証、選挙人名簿の登録のほか、行政サービスの基本となります。

引っ越しをしたときに届け出をしないと、いろいろな給付や行政サービスが受けられなかったり、選挙の投票や健診、お子さんの学校などに影響が出たりする場合があります。

また、マイナンバーカードの記載内容の変更や、国民健康保険などの手続きも必要になります。

該当する方は忘れずに手続きをしてください。

3月の最後の土・日曜日は市民課窓口を開庁し、住民異動届を受け付けますので、ご利用ください。(詳しくは次ページをご覧ください。)

届け出の際は 本人確認書類のご提示を

窓口では、不正な届け出を防ぐため、来庁された方の本人確認を行っています。

運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど官公署発行の顔写真が添付されている本人確認書類を提示いただくようお願いしています。

窓口の混み合う お時間



市役所の窓口は、週の初めや金曜日、また昼休みの時間帯がたいへん混み合います。

その時間帯を避けるか、時間に余裕をもっておいでください。




◎問い合わせ：

市民課市民記録係

☎(55)5104

Fax(62)2600

住所が変わった際の届け出

届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
 【転入届】 市外から移ってきたとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地で発行) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(持っている方のみ) <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書(資格者のみ) <input type="checkbox"/> 小・中学生のいる方は在学証明書(前住所地で発行) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 住基カード(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 在留カード(外国人の方) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書等(外国人の方)	二本松市に 住み始めてから 14日以内 ※事前に前の住所 地で転出の届け出が 必要です。
 【転出届】 市外へ移るとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 住基カード(該当者のみ)	二本松市から 他の市区町村へ 移る日まで
 【転居届】 市内で住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(持っている方のみ) <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 住基カード(該当者のみ) <input type="checkbox"/> 在留カード(外国人の方) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書等(外国人の方)	転居した日から 14日以内

市民課臨時窓口開設

3月27日(土)・28日(日)は

異動届を受け付けます

受付日時

3月27日(土)・28日(日)
午前8時30分
～午後5時15分

受付場所

市民課(市役所1階)

※各支所は開設しません。

取扱内容

- ・住民異動届の受け付け
- ・転入届、転出届、転居届 など

●各種証明書の交付

- ・住民票、戸籍関係、印鑑登録証明書、所得・課税証明書 など

●印鑑登録の受け付け

- 戸籍届の受け付け
- ・婚姻届、出生届 など
- マイナンバーカードに関する手続き

※届け出の種類により、受け付けできない場合や再度お越しいただく場合があります。

引っ越しの際に必要な主な手続き

届け出の種類	問い合わせ
●住所の届け出(※P12)	市民課市民記録係 ☎(55)5104 Fax(62)2600
●国民健康保険(※P14) ●国民年金 ●後期高齢者医療保険 ●子ども医療費 ●重度心身障がい者医療費	国保年金課国保年金係 ☎(55)5106 Fax(22)1547
●介護保険	高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115 Fax(22)1547
●児童手当 ●児童扶養手当 ●ひとり親家庭医療費 ●保育所、認定子ども園、幼稚園 ●学童保育	子育て支援課子ども家庭係 保育所幼稚園係 ☎(55)5094 Fax(22)1547
●障がい者手帳	福祉課障がい福祉係 ☎(55)5113 Fax(22)1547
●水道の開栓、閉栓	上下水道課水道管理係 ☎(55)5135 Fax(62)1033
●入学、転校	学校教育課管理係 ☎(55)5151 Fax(22)3147



通年
実施中!

ご存じですか?

証明書発行の

「コンビニ交付サービス」

「日曜窓口サービス」

コンビニ交付サービス

取扱時間

午前6時30分～午後11時

※年末年始・メンテナンスタイムを除く。

取扱店舗

- ・セブン・イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ

取扱証明書

住民票、印鑑登録証明書
利用できる方

二本松市に住民登録があり、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されているもの)をお持ちの方

証明書取得方法

店舗内のマルチコピー機にマイナンバーカードをかざしてタッチパネルを操作すると、証明書を取得することができます。(暗証番号が必要です。)

日曜窓口サービス

受付時間

午前8時30分～正午

※年末年始を除く。

受付場所

市民課(市役所1階)

※市役所東側入り口をご利用ください。

※各支所は開設しません。

取扱内容

- 各種証明書の交付
- ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書、所得・課税証明書、自動車臨時運行許可 など

※住民異動届や税証明などの一部については、お取り扱えません。

◎問い合わせ:

市民課市民記録係
☎(55)5104
Fax(62)2600







▼この看板が目印です!

5 国保・年金

国民健康保険の
届け出・変更は14日以内に

職場の健康保険に加入(脱退)したときや、住所変更があったときなどは、国保年金課(市役所1階)または各支所地域振興課に14日以内に届け出をしてください。

こんなとき	届け出に必要なもの
<p>国保に入るとき</p>  <p>例えば… ・会社等の健康保険を脱退した ・被扶養者でなくなった など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードなど) <input type="checkbox"/> 健康保険を脱退した年月日の分かる証明書(資格喪失証明書、退職証明書、離職票の写し、扶養から外れた旨の証明書など) ※資格喪失証明書の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> 届け出人の認め印 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格者証(18歳以下のお子さんがあるとき)
<p>国保をやめるとき</p>  <p>例えば… ・会社等の健康保険に加入した ・被扶養者になった など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードなど) <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 社会保険等の健康保険証または健康保険に加入した年月日が分かる証明書(コピー可)※扶養の方も含め全員分 <input type="checkbox"/> 届け出人の認め印 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格登録のため、保護者等の振込先の分かるもの(18歳以下のお子さんがあるとき)



大学や専門学校に進学される方は

就学のため実家を離れる方は、現在お持ちの保険証を学生用の保険証(㊦保険証)に変更する必要があります。転出届を出される際に、次のものをお持ちの上、手続きをしてください。

必要書類等

- 現在交付されている国民健康保険証
- 認め印
- 在学証明書(合格通知や入学許可証など、入学することが分かる書類でも可)



大学や専門学校を卒業される方は

㊦保険証を交付されていた方で、3月に大学や専門学校等を卒業して実家に戻る方や、就職して職場の健康保険に加入する方は、㊦廃止の届け出をしてください。届け出が遅れると、国民健康保険税が課税されたままとなりますのでご注意ください。

必要書類等

- ㊦保険証
- 認め印
- 新しく加入した社会保険等の健康保険証



▲ビニール・プラスチックごみの指定袋



▲マークのついたきれいなプラスチック製容器包装の指定袋



▲燃やせるごみの指定袋

ごみの処分方法が分からないときはご連絡ください



ごみは適切に処分しましょう

引っ越しなどにより不用となるものが増える時期です。分別を適切に行い、ごみの減量化と資源化を進めましょう。

ごみの分別を適切に行いましょう

分別で資源を有効に

不用なもの全てがごみになるとは限りません。再利用可能か、資源になるかを考えた上で分別しましょう。

ルールを守って

ごみステーションは地域の行政区等で管理しており、利用できるごみステーションは、お住まいの住所で全て決められています。別のごみステーションにごみを放置したり、ごみを出す時間を守らなかつたりして、トラブルとなっているケースもありますので、ルールを守りましょう。

ごみ出しは朝6時から朝8時までに行ってください。

ごみは指定された袋で

ごみを出す場合は、指定された袋で出しましょう。無地のゴミ袋やレジ袋で出された

ものは、収集できませんのでご注意ください。

プラスチック製品

マークの表示がついた製品は、プラスチック製容器包装と呼ばれ、透明の指定袋で資源ごみとして回収します。

収集しているプラスチック製品に、汚れている物や紙・金属などのプラスチック製品以外のもが混入すると、資源化が困難です。汚れたものは、ビニール・プラスチックごみ(水色の指定袋)へ入れて出してください。

粗大ごみ等の処分はお早めに

家具などの粗大ごみは、次の方法で処分してください。

直接搬入

もとみやクリーンセンターに直接搬入すれば無料で処分

できます。ただし、畳、布団、マットレスに限り、10kg当たり130円の手数料が掛かります。

個別収集

市に個別収集(月2回)を申し込む場合、1個につき1350円の手数料が掛かります(数により割引あり)。なお、3月25日回収の申込期限は3月15日となり、それ以降の申し込みは4月回収となります。*まだ使える物は、リサイクルショップを活用するなど、ごみの減量化を図りましょう。

家電4品目はリサイクル料金が必要です



テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 家電4品目は、ごみステーションおよび市の個別収集では処分できません。次の3つの方法のいずれかにより処分

してください。

①過去に購入したお店や小売店に処分を依頼する。

②専門業者に処分を依頼する。

③郵便局で製品ごとに決まっているリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所に直接搬入する。

*①・②は、リサイクル料金のほかに運搬経費等が掛かる場合があります。

アパート管理者の皆さまへ

アパートから出されるごみの中に、分別が適切でないため、ごみステーションに残されるごみが多く見受けられます。3月は異動が多い時期ですので、アパートを管理されている方から入居者へ、改めて説明くださるようお願いいたします。

ごみ分別の冊子・チラシが必要な場合は、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax(22) 4479

または各支所地域振興課